

遵守又は実施の状況	
○	適合済
□	要検討

「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード」ガバナンス・コードの遵守状況

基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)

原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1-1①

遵守又は実施の状況

○

【建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示】

建学の精神・理念等の基本理念及び教育目的について、大学ホームページ等を通じて学生だけでなく、広く社会に明示している。

実施項目 1-1②

遵守又は実施の状況

○

【「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化】

大学、学部・学科、研究科・専攻ごとにディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定めて明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に取り組んでいる。

実施項目 1-1③

遵守又は実施の状況

○

【教学組織の権限と役割の明確化】

本学の教育研究に関する審議機関として、教育研究評議会、学部教授会、研究科教授会を設置している。教育研究評議会の審議事項は、大学学則第15条、大学院学則第13条、学部教授会の審議事項は、大学学則第16条、研究科教授会の審議事項は、大学院学則第14条にそれぞれ定めており、組織上の位置づけ及び役割については明確にしている。

実施項目 1-1④

遵守又は実施の状況

○

【教職協働体制の確保】

教学に関わる委員会等の組織には、事務の担当部署が配置されており、教職協働による教学マネジメントを機能的に遂行できる体制を整えている。

また、本学における学修支援に関する事項は、全学教務委員会及び全学学生委員会で計画し、学部委員会がその運営を担っている。それぞれの全学委員会には、教務課職員、学生課職員も同席し、計画策定に際し、事務職員の立場から意見を述べる機会が確保されており、教員と職員等の協働による学修支援体制を整えている。

実施項目 1-1⑤

遵守又は実施の状況

○

【教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進】

聖泉大学FD・SD委員会を立ち上げ、教育内容・方法等の改善工夫・開発を図るためFD活動を推進している。

また、本学における教育の質保証推進の一環として、「聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領」を定め、教員自身が自らの教育活動を振り返り、教育改善活動の促進を図っている。

さらに、本学は、職員の資質、能力向上が組織力向上の重要な手段として捉え、研修会等への参加を積極的に取り組んでいる。組織的で確実なSD活動を行うために、「聖泉大学SD(スタッフ・ディベロップメント)の実施方針」を策定し、それに基づいて全学的なSD活動を行っている。

原則 1-2**中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理**実施項目 1-2①

遵守又は実施の状況

○

【中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定】

本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、現在は、第2期中期目標・中期計画(2024～2028)を策定して実行している。

実施項目 1-2②

遵守又は実施の状況

○

【計画実現のための進捗管理】

中期目標・中期計画も進捗状況については、毎年度各部署において中期目標・中期計画をもとに事業計画を立て、その進捗状況を年3回確認し、最終総括で達成状況の評価を行っており、PDCAサイクルが円滑に機能するよう工夫している。

基本原則 2 公共性・社会性の確保(社会貢献)**原則 2-1****教育研究活動の成果の社会への還元**実施項目 2-1①

遵守又は実施の状況

○

【社会の要請に応える人材の育成】

看護学部卒業生に対して、看護学部附属看護キャリアアップセンターを中心とした、技術のスキルアップや研究指導などの卒業教育を強化している。

また、社会人の受け入れについては、大学院だけでなく、学士課程においても、社会人入学者選抜を設け、意欲のある社会人が大学で学ぶ機会を設けている。

加えて、社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、科目等履修及び聴講生制度を設けている。

実施項目 2-1②

遵守又は実施の状況

○

【社会貢献 地域連携の推進】

地域連携交流センターを通じた「災害に強いまちづくり」、「地域の健康」、「地域の生涯学習」、「医療機関と連携協定」、「学生の地域連携活動」、「商大連携」を推進している。

原則 2-2**多様性への対応**実施項目 2-2①

遵守又は実施の状況

○

【多様性を受容する体制の充実】

多様な背景を持つ学生の受け入れのため、障がい学生支援委員会を設置し、障がいのある学生への支援に関する基本方針を定め支援体制を整えている。

教職員については、一般事業主行動計画を策定し、本学で働くすべての女性教職員が、仕事と生活の調和を図りながら自身のキャリア形成できるよう、体制整備に努めている。

実施項目 2-2②

遵守又は実施の状況

○

【役員等への女性登用の配慮】

役員等への女性登用に配慮し、理事 1 名(総数 8 名)、評議員 5 名(総数 9 名)の女性を登用している。

基本原則 3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①

遵守又は実施の状況

○

【理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保】

理事の資格、構成及び職務を「学校法人聖泉学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)」に定め、明確にしている。理事選任機関を評議員とし、本学園の建学の精神をよく理解し、私立学校の運営に必要な見識を備え、適切な意見を述べられる理事を選任しており、選任過程の透明性確保に努めている。

実施項目 3-1②

遵守又は実施の状況

○

【理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立】

理事会、評議員会の運営については、「寄附行為」に基づいて適切に運営している。また、評議員会に理事長及び監事が出席し、職務執行報告を行うとともに、理事会と評議員会における情報共有に努めている。

理事会と評議員会の決議が異なる場合は、「寄附行為」に基づき、更に審議を尽くすために、再度評議員会を招集するなど協議を行うこととしている。

実施項目 3-1③

遵守又は実施の状況

○

【理事への情報提供・研修機会の充実】

学内理事については、常に報告・連絡を行い、情報を共有することとしている。また、学外理事には、必要に応じ連絡を取っているほか、理事会の案内時あるいは理事会において、情報提供や報告を行っている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①

遵守又は実施の状況

○

【監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保】

監事の選任基準は、独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止できる者を選任するものとし、「寄附行為」に定めている。監事の選任手続き及び会計監査人の選任手続きは、「寄附行為」に定めており、選任過程の透明性確保に努めている。

実施項目 3-2②

遵守又は実施の状況

□

【監事、会計監査人及び内部監査室等の連携】

監事と会計監査人及び内部監査室との連携は、「学校法人聖泉学園監事監査規程(整備中)」及び「学校法人聖泉学園内部監査規程」に明記し、三者が相互に情報交換を行うなど、監査機能の強化と連携に努めている。

実施項目 3-2③

遵守又は実施の状況

○

【監事への情報提供・研修機会の充実】

監事が学校法人の監査にあたり必要とされる識見を得るために、情報提供機会の充実に努めるとともに、文部科学省が実施する監事研修会を案内するほか、外部の専門家による研修会を適宜開催するなど研修機会の充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①

遵守又は実施の状況

○

【評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保】

評議員の資格及び構成要件、評議員の選任については、「寄附行為」に定めているほか、「評議員選任、解任、退任」を定め、それに基づいて、評議員を選任している。

卒業生、職員、外部有識者により構成し、様々な意見を聴取できる評議員を選任している。

実施項目 3-3②**遵守又は実施の状況**

○

【評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立】

評議員会の招集や議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄付行員」に定め、適切に運営している。

評議員会と理事会の決議が異なる場合は、「寄附行為」に基づき、理事会との協働体制の確立を図り、適正な運営に努める。再度評議員会を招集するなど協議を行うこととしている。

実施項目 3-3③**遵守又は実施の状況**

○

【評議員への情報提供・研修機会の充実】

学内評議員については、常に報告・連絡を行うことで情報共有をしている。

学外評議員には、随時連絡を取り、評議員会の案内時あるいは評議員会において、情報提供や報告を行っている。

原則 3-4**危機管理体制の確立****実施項目 3-4①****遵守又は実施の状況**

○

【危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用】

「学校法人聖泉学園危機管理規程」、「聖泉大学危機管理規程」を整備し、迅速かつ適切に対応できる体制を整えている。理事長を法人における危機管理統括の責任者としているほか、学長を大学における危機管理の責任者として、法人全体の危機管理体制と連携を図りつつ、危機管理体制の充実に努めている。

実施項目 3-4②**遵守又は実施の状況**

○

【法令等遵守のための体制整備】

法人の役職員が、「法令」、「寄附行為」、その他法人の諸規程を遵守し、適合した業務執行を行うため、「公的研究費等不正使用防止行動計画及びコンプライアンス教育・啓発活動の実施計」、「聖泉大学における研究活動上の不正行為の防止・対応体制」、「学校法人情報セキュリティ基本規程」、「研究倫理規程」を定め、コンプライアンスの推進を図れるよう、コンプライアンスに関する業務について必要な措置を講じることとしている。

また、公益通報者保護法に基づき「学校法人聖泉学園公益通報者保護規程」を制定し、「法令」、「寄附行為」及び本学園の諸規程に違反する行為、又はそのおそれがある行為が、現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保(情報公開)**原則 4-1****教育研究・経営に係る情報公開****実施項目 4-1①****遵守又は実施の状況**

○

【情報公開推進のための方針の策定】

学校法人聖泉学園が保有する情報の公開に関し、学園の運営及び教育研究等の諸事業に係る社会的説明責任を果たすため、「学校法人聖泉学園情報公開規程」を定めている。

このほか、ホームページ等を通じ積極的な情報発信を行い公共性の担保、信頼性確保の一助となるよう努めている。

実施項目 4-1②**遵守又は実施の状況**

○

【ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫】

学生、保護者、卒業生、教職員、一般企業の方など多様なステークホルダーに法人及び大学ホームページ、教育後援会誌、広報誌等、様々な広報媒体を通じて、情報公開を行っている。

また、教育・研究に関する情報を「聖泉大学ファクトブック」を作成し、公表している。